

身体拘束等適正化に関する指針

こまち訪問介護事業所

策定年月日 令和7年11月1日

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体拘束は、入居者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入居者の尊厳を守り、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ってその対応に努めるものとする。緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を実施しないものとする。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施した場合でも、その後の入居者の状態変化や介護計画の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組むものとする。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めるものとする。

①入居者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除く。

入居者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。

管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準

が向上する仕組みを作る。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めるものとする。

③身体的拘束適正化のため入居者・ご家族と話し合いの場を設ける。

ご家族と入居者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を有料老人ホームこまち共同で設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体的拘束を実施していた入居者に係る状況の確認を含むものとする。委員会は三ヶ月に一度以上の頻度で開催する。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討を行うこととする。

(2) 委員会の構成員について

- ①施設長
- ②訪問介護事業所管理者
- ③看護職員
- ④介護職員

(3) 委員会での検討項目について

- ①前回会議内容のおさらい
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③身体的拘束を行っている入居者がいる場合

3要件の該当状況について個別具体的に検討を行う。また、発生時の状況確認を行い、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、身体拘束廃止委員会に対して、拘束の解除に向けての検討および再発防止に関する協議を行う旨を要請する。実施された協議結果について報告をまとめる。

④身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合

3要件の該当状況、特に代替案について検討を行う。

⑤今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合

今後、かかりつけ医師や家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

- ⑦今後の予定(研修・次回委員会開催日について)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有化を行う
- (4) 記録及び周知について
委員会での検討内容について会議録を作成し、施設職員へ回覧・周知後に適切に保管を行う。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施するものとする。
研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成する。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 3要件の確認について
入居者個々の心身の状況を把握し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを原則とする。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことを認めるものとする。
 - ①切迫性 : 当該者または他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
 - ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 要件合致確認について
入居者の状況を踏まえ、身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施する。しかし、拘束実施後も日々、入居者の状態を経過観察して同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組むものとする。
- (3) 記録等について
緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に入居者本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ることとする。
 - ①拘束が必要となる理由(個別の状況)
 - ②拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
 - ③拘束の時間帯及び時間

- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束開始及び解除の予定の明確化

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の状態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。記録については、5年間保存し、行政の指導等が行われる際に提示できるようにする。

6. 入居者等による本指針の閲覧

本指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和7年11月1日より施行する。